



定期第661号 令和6年1月16日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
2 1	指定管理者を指定した件	とくしまゼロ作戦課 事前復興室
2 2	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
2 3	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
2 4	同	同
2 5	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
2 6	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
2 7	身体障害者福祉法の規定による医師を指定した件	障がい福祉課
2 8	同	同
2 9	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
3 0	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
3 1	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林整備課
3 2	同	同
3 3	同	同

【告示】

番 号	表	題	担当課名
3 4	同		同
3 5	同		同
3 6	同		同
3 7	同		同
3 8	同		同
3 9	森林管理重点地域の指定が失効した件		同

徳島県告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和六年一月十六日

徳島県知事

後藤田

正

純

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立南部防災館

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

海陽町

海部郡海陽町大里字上中須二二八番地

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

徳島県告示第二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 辰巳工場

所在地 阿南市辰巳町一番地一九

3 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号又は規定する廃ガス洗浄施設及び第六十五号に規定する酸又はアルカリによる表面処理施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和六年一月十六日から

令和六年二月六日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第二十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量  
教育用タブレット（Windows） 千五百台（賃貸借）
- 2 借入物品等の特質等  
入札説明書による。
- 3 借入期間  
令和六年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 4 納入場所  
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和六年二月二十六日（月曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二一六七）

#### 四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話 八八 六二一 二一六七

ファクシミリ 八八 六二一 二八二八

電子メール [kanzai\\_ka\\_eshi\\_nsei@ai1.pref.tokushima.jp](mailto:kanzai_ka_eshi_nsei@ai1.pref.tokushima.jp)

- 2 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部スマート県庁推進課ネットワーク担当

電話 八八 六二一 三二六六

ファクシミリ 〇八八 六二一 二八三六

電子メール [smartkenchousui.shi\\_nka@pref.tokushima.jp](mailto:smartkenchousui.shi_nka@pref.tokushima.jp)

- 3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

#### 五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

- 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

- (一) 受領期限

令和六年二月二十六日（月曜日）午前十一時

- (二) 提出場所

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

- (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

#### 六 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (一) 日時

令和六年三月十二日（火曜日）午後二時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和六年三月十一日（月曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「教育用タブレット（Windows） 千五百台（賃貸借）入札書 在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて

本件入札執行事務に係りのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会事務局教育政策課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二)(-) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づき長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

ㄱ Summary

1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased

Tablets for students(Windows) 1,500 units

2 Term of Lease

From April 1, 2024 to March 31, 2027

3 Time Limit of Tender

2:00 p.m on March 12, 2024

4 Section in charge of contract

Educational Policy Division, Tokushima Prefectural Board of Education.

1-1 Bandai - cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-3117

5 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Management Strategies Department,

Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai - cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2067

徳島県告示第二十四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量  
教育用タブレット（Chromebook） 千五百台（賃貸借）
- 2 借入物品等の特質等  
入札説明書による。
- 3 借入期間  
令和六年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 4 納入場所  
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。
- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
  - 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
  - 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

- （一） 受領期限  
令和六年二月二十六日（月曜日）午前十一時
- （二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二一六七）

#### 四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話 八八 六二一 二一六七

ファクシミリ 八八 六二一 二八二八

電子メール [kanzai\\_ka\\_eshi\\_nsei@ai1.pref.tokushima.jp](mailto:kanzai_ka_eshi_nsei@ai1.pref.tokushima.jp)

- 2 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部スマート県庁推進課ネットワーク担当

電話 八八 六二一 三二六六

ファクシミリ 〇八八 六二一 二八三六

電子メール [smartkenchousui.shi\\_nka@pref.tokushima.jp](mailto:smartkenchousui.shi_nka@pref.tokushima.jp)

- 3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

#### 五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

- 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

- (一) 受領期限

令和六年二月二十六日（月曜日）午前十一時

- (二) 提出場所

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

- (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

#### 六 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (一) 日時

令和六年三月十二日（火曜日）午後三時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和六年三月十一日（月曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて

封書の表面に「教育用タブレット(Chromebook) 千五百台(賃貸借)

入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて

本件入札執行事務に係りのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否  
要

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会事務局教育政策課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二)(-) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づき長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

ㄗ Summary

1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased

Tablets for students(Chromebook) 1,500 units

2 Term of Lease

From April 1, 2024 to March 31, 2027

3 Time Limit of Tender

3:00 p.m on March 12, 2024

4 Section in charge of contract

Educational Policy Division, Tokushima Prefectural Board of Education.

1-1 Bandai - cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-3117

5 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Management Strategies Department,

Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai - cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2067

徳島県告示第二十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和六年一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社わんわん	鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下三八七番地	ヘルパーステーション わんわん	鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下三八七番地	訪問介護	令和六年一月一日
株式会社びいぶる	同 撫養町斎田字見白二二番地七	ヘルパーステーション びいぶる	同 撫養町斎田字見白二二番地七	同	同
合同会社万葉	徳島市八万町上福万二二〇番地一三	訪問看護ステーション 万葉	徳島市八万町上福万二二〇番地一三	訪問看護	同

徳島県告示第二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和六年一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

合同会社万葉	名 称	指定介護予防サービス事業者	
		所 在 地	徳島市八万町上福万二二〇番地一三
万葉	名 称	指定介護予防サービス事業を行う事業所	
		所 在 地	徳島市八万町上福万二二〇番地一三
看護	種 類	サービスの種類	介護予防訪問
	指 定 年 月 日	令和六年一月一日	

徳島県告示第二十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。  
令和六年一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

氏名	診療科目	診断する障害の種類	従事する医療機関		指定年月日
			名称	所在地	
山本 雄貴	脳神経内科	肢体不自由	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町一丁目一〇の三	令和五年九月十五日
尾崎 啓介	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島二二〇	同
西岡 里香	腎臓内科	じん臓機能障害	藍住たまき青空クリニック	板野郡藍住町住吉字千鳥ヶ浜一一〇の五	同
秋田 定伯	形成外科	肢体不自由	同	同	同
松原 由紀子	腎臓内科	じん臓機能障害	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ五六の一	同
宮本 佳彦	内科	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害	田岡病院	同 万代町四丁目二の二	同
松本 惣一	眼科	視覚障害	あいずみ松本眼科	板野郡藍住町徳命字元村一六八の二	同
高岡 奨	耳鼻咽喉科 ・頭頸部外科	聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害 そしやく機能障害	徳島大学病院	徳島市蔵本町二丁目五〇の一	同
阿部 あかね	呼吸器内科	呼吸器機能障害	同	同	同
香川 耕造	呼吸器・膠原病内科	同	同	同	同
大楠 哲史	耳鼻咽喉科	聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害	大楠耳鼻咽喉科 はな・みみサージクリニック	同 寺島本町東二丁目一九番地	同

花田 健太	西條 知見	村澤 正樹	榎原 道治	里村 茂子	岩坂 尚仁
総合診療科 内科	呼吸器内科 内科	外科	リハビリテ ーション科 脳神経外科	小児科	血液透析内 科
肢体不自由 ぼうこう又は直腸機能障害	音声、言語機能障害 肢体不自由	呼吸器機能障害 肢体不自由	音声、言語機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害
那賀町立上那賀病院	西條内科耳鼻科	兼松病院	ホウエツ病院	徳島赤十字ひのみね医 療育センター	川島透析クリニック
那賀郡那賀町小浜一三七番地一	板野郡藍住町東中富字拙傍示二二の七	鳴門市撫養町斎田字大堤五四番地	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南一三〇の三	小松島市中田町新開四の一	同 北佐古一番町一番八号
同	同	同	同	同	同

徳島県告示第二十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。  
 令和六年一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

氏名	診療科目	診断する障害の種類	従事する医療機関		指定年月日
			名称	所在地	
小林 早紀	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	徳島大学病院	徳島市蔵本町二丁目五〇の一	令和六年一月一日
西山 美月	同	同	同	同	同
西條 良仁	循環器内科	心臓機能障害	同	同	同
北市 雅代	内科	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下一九〇番地一	同
北添 健一	同	同	天満病院	徳島市蔵本町一丁目五の一	同
吉田 勇人	整形外科	肢体不自由 じん臓機能障害 心臓機能障害 じん臓機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害	同	同	同
岡 芳剛	内科 消化器科 循環器科 小児科 リハビリテーション科 リウマチ科	じん臓機能障害	岡内科病院	美馬市脇町字拝原一四九六番地五	同



## 徳島県告示第二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年一月十六日から同年五月十六日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

### 一 届出の概要

#### 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンモール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一	岩村 康次

#### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール徳島  
所在地 徳島市南末広町四番一号

#### 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一	井出 武美
株式会社メガスポーツ	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八―四 日 本橋コアビル三階	石塚 幸男
株式会社梅月	岡山県倉敷市阿知一丁目七番二―六〇二号（ 西ビル六階）	高橋 耕太郎
株式会社ストライプインタ ーナショナル	岡山市北区幸町二番地八	立花 隆央
株式会社ハラダ	徳島市東新町一丁目二―一	原田 慎二郎
株式会社アダストリア	東京都渋谷区渋谷二丁目二番一号	福田 三千男
エイチ・アンド・エム へ ネス・アンド・マウリッツ ・ジャパン株式会社	同 宇田川町三三―六 渋谷フラッ グ六階	ルーカス・セ イファート
ザボディショップジャパン 株式会社	同 中央区日本橋堀留町一丁目九―一	倉田 浩美
株式会社TEA PART Y	阿南市羽ノ浦町春日野一―六〇三	前川 達哉
株式会社ハレルヤ	板野郡松茂町広島字北川向四ノ越三〇	市岡 沙織
徳島トヨタ自動車株式会社	徳島市昭和町四丁目二五番地	高瀬 謙一
株式会社MASAYA	岡山市北区表町二丁目六番五六号	上村 匡弘

有限会社茶茶家	徳島市大谷町新堤四〇番地の一二	澤田 慎也
有限会社和田の屋	同 眉山町大滝山五―三	和田 茂夫
株式会社青木商店	福島県本宮市荒井字恵向三七―一	青木 大輔
有限会社四国メデイカルサ ポート	徳島市北佐古二番町三―三二	吉村 昭世
株式会社キヤメル珈琲	東京都世田谷区代田二丁目三―一八	尾田 信夫
株式会社オールハーツカン パニー	愛知県名古屋市中区栄二丁目四番一八号 岡 谷鋼機ビルディング一階	四方田 豊
ハマヤ株式会社	徳島市東沖洲二丁目二六番地一六	堀 雄二郎
株式会社デイ・アンド・コ パニー	愛媛県松山市南江戸二丁目七―一五 丹下ハ イツII三〇二号	土居 雅和
株式会社徳島ビッグアメリカ カンシヨツプ	徳島市名東町二丁目七二〇―一三	川添 禎裕
ゴデイバジャパン株式会社	東京都港区六本木三丁目二―一	ジェローム・ シュシヤン
有限会社オガワ	徳島市東新町一丁目八―三	小川 憲哉
株式会社ジュエリーピコ	板野郡松茂町中喜来字前原東五番越九番地二	石部 高史
イオンバイク株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目四番地	松尾 和英
株式会社花由	徳島市東沖洲二丁目四―一	加藤 洋平
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四―一四	矢野 靖二
株式会社ココカラファイ ヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一七―六	塚本 厚志
株式会社Yogibo J apan	大阪府中央区瓦町三丁目六―五 銀泉備後町 ビル二階	木村 誠司
株式会社若林	徳島市東新町一丁目一八	若林 宏典
株式会社鈴屋	同 問屋町六六	鈴江 竜治
株式会社ジンス	東京都千代田区富士見二丁目一〇―二 飯田 橋グラン・ブルーム三〇階	田中 仁
株式会社ニシやマー	香川県高松市塩屋町一番地七	西山 繁義
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目二三番五号 新川イ ースト五階	木下 尚久
マツオインターナショナル 株式会社	大阪府中央区備後町三丁目四―九 輸出繊維 会館三階	松尾 憲久
株式会社中西呉服店	兵庫県洲本市本町六丁目二―二一	中西 仁志
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目四八―一四 第三 デリカビル	木山 剛史
株式会社池田時計店	徳島市新町橋一丁目一―一番地	吉村 俊哉
株式会社多びすや	同 八番地	高橋 義秀
As―me エステール株式 会社	東京都港区虎ノ門四丁目三―一三 神谷町セ ントラルプレイス五階	丸山 雅史

株式会社ハピネス・アンド・デイ	同 中央区銀座一丁目一六一 東貨ビル四階	田 篤史
株式会社キャン	岡山市北区幸町二番八号	阿部 和則
株式会社CHELSEA New York	石川県野々市市御経塚三丁目四八八	北方 康弘
株式会社ジャックコーポレーション	大阪府中央区備後町三丁目一八	今村 慎一郎
いわさ株式会社	徳島市佐古二番町一番一六	金子 崇史
株式会社平井祥店	香川県高松市西宝町二丁目六一 サーパス西宝町五〇三号	岩佐 和俊
株式会社つるや	愛媛県松山市湊町三丁目八番地一二	鶴田 直丈
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二七番地の一	江尻 義久
株式会社スタイル	埼玉県八潮市中央三丁目二四一九	清水 法広
フランス総合医療株式会社	東京都千代田区平河町一丁目八番八号	杉木 和彦
クールカレアン株式会社	同 品川区西五反田二丁目七一一二 五反田第一生命ビルディング別館	堀内 一夫
ソックコウベ株式会社	兵庫県神戸市東灘区向洋町中六丁目九番地 神戸ファッションマーケット五階	日ノ本 欽也
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎二六〇一一 ヒロサワつくばビル五階	藤原 祐介
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目一〇番五号	長谷川 恒則
株式会社コックス	同 日本橋浜町一丁目二一一 HF	三宅 英木
株式会社ユニクロ	山口市佐山一〇七一七番地一	柳井 正
株式会社未来屋書店	千葉市美浜区中瀬一丁目六 エム・ベイポイント幕張七階	松田 裕史
株式会社ジーンズ・カジユアル ダン	大阪府中央区船場中央二丁目三 船場センタービル六号館二階	中平 浩司
株式会社A Skincare System	阿波市市場町香美字原田二九九	赤池 正彦
株式会社エンドレス	東京都台東区柳橋一丁目二〇一一 エンドレスビル	蕭 易風
有限会社笠井商店	徳島市中島田町四丁目七二	笠井 栄作
株式会社アデランス	東京都新宿区新宿一丁目六番三号	津村 佳宏
株式会社グローバルセレクション	福岡市城南区茶山一丁目一一二	齋藤 一真
株式会社タナカふとんサービス	愛知県一宮市天王一丁目四番一〇号	田中 公雄
株式会社ライフスタイルイビス	東京都中央区晴海一丁目八番一〇号 晴海ア	西川 信一

ノベーション	イランドトリトンスクエア オフィスタワー X棟二五階	
株式会社冒険王	広島市安佐北区可部四丁目一番一〇号	堀岡 洋行
株式会社ヴィレッジヴァン	愛知県名古屋市長東区上社一丁目九〇一番地	白川 篤典
ガードコーポレーション	千葉県市川市南八幡四丁目一七―八 コスモ ス本八幡一階	米津 一郎
イオンペット株式会社	東京都港区港南一丁目八―四〇 A-PLA CE品川七階	藤本 亮吉
株式会社中央コンタクト	滋賀県長浜市勝町八〇三	松本 規義
パセリエンタープライズ株式会社	東京都港区芝公園二丁目四―一	石井 稔晃
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	大阪市中央区日本橋二丁目七番一三号 福永 ビル二階A号室	原本 一正
株式会社ネクサスエンタープライズ	同 天王寺区大道四丁目九番一二号	下條 三千夫
愛眼株式会社	東京都品川区五反田二丁目二番三号	及川 美紀

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一	井出 武美
株式会社メガスポーツ	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八―四 日 本橋コアビル三階	石塚 幸男
株式会社ストライプインターナショナル	岡山市北区幸町二番地八	立花 隆央
株式会社ハラダ	徳島市東新町一丁目二―一	原田 慎二郎
株式会社アダストリア	東京都渋谷区渋谷二丁目二番一号	福田 三千男
エイチ・アンド・エムヘ ネス・アンド・マウリッツ ・ジャパン株式会社	同 宇田川町三三―六 渋谷フラッ グ六階	ルーカス・セ イファート
ザボディショップジャパン 株式会社	同 中央区日本橋堀留町一丁目九―一 NEWS日本橋堀留町ビル四階	倉田 浩美
株式会社TEA PART Y	阿南市羽ノ浦町春日野一―六〇三	前川 達哉
株式会社ハレルヤ	板野郡松茂町広島字北川向四ノ越三〇	市岡 沙織
徳島トヨタ自動車株式会社	徳島市昭和町四丁目二五番地	高瀬 謙一
株式会社MASAYA	岡山市北区表町二丁目六番五六号	上村 匡弘
有限会社茶茶家	徳島市大谷町新堤四〇番地の一二	澤田 慎也
有限会社和田の屋	同 眉山町大滝山五―三	和田 茂夫
株式会社キヤメル珈琲	東京都世田谷区代田二丁目三一―八	尾田 信夫
ハマヤ株式会社	徳島市東沖洲二丁目二六番地一六	堀 雄二郎

株式会社ディ・アンド・コ	愛媛県松山市南江戸二丁目七―一五 丹下ハイツⅡ三〇二号	土居 雅和
株式会社徳島ビッグアメリカンショップ	徳島市名東町二丁目七二〇―一三	川添 禎裕
ゴディバジャパン株式会社	東京都港区六本木三丁目二―一	ジェローム・シュシヤン
有限会社オガワ	徳島市東新町一丁目八―三	小川 憲哉
株式会社ゾフ	東京都港区青山三丁目六番一号 オーク表参道六階	上野 博史
株式会社ジュエリーピコ	板野郡松茂町中喜来字前原東五番越九番地二	吉村 俊哉
イオンバイク株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目四番地	松尾 和英
株式会社花由	徳島市東沖洲二丁目四―一	加藤 洋平
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四―一四	矢野 靖二
株式会社ココカラファインヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一七―六	塚本 厚志
株式会社Yogibo Japan	大阪府中央区瓦町三丁目六―五 銀泉備後町ビル二階	木村 誠司
株式会社若林	徳島市東新町一丁目一八	若林 宏典
株式会社鈴屋	同 問屋町六六	鈴江 竜治
株式会社ジンズ	東京都千代田区富士見二丁目一〇―二 飯田橋グラン・ブルーム三〇階	田中 仁
株式会社ニシやマー	香川県高松市塩屋町一番地七	西山 繁義
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目二三番五号 新川イースト五階	木下 尚久
株式会社中西呉服店	兵庫県洲本市本町六丁目二―二一	中西 仁志
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目四八―一四 第三デリカビル	木山 剛史
株式会社池田時計店	徳島市新町橋一丁目一番地	吉村 俊哉
株式会社多びすや	同 八番地	高橋 義秀
Asiame エステール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目三―一三 神谷町セントラルプレイス五階	丸山 雅史
株式会社ハピネス・アンド・デイ	同 中央区銀座一丁目一六―一 東貨ビル四階	田 篤史
株式会社キャン	岡山市北区幸町二番八号	阿部 和則
株式会社CHELSEA New York	石川県野々市市御経塚三丁目四八八	北方 康弘
いわさ株式会社	徳島市佐古二番町一番一六	今村 慎一郎
株式会社平井祥店	香川県高松市西宝町二丁目六―一 サーパス西宝町五〇三号	岩佐 和俊
株式会社ハニーズホールデ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二七番地	平井 祥一
		江尻 義久

株式会社ネクサスエンター ーナショナル	株式会社ナルミヤ・インタ ーナショナル	株式会社ネクサスエンター 大阪府中央区日本橋二丁目七番一三号 福永	原本 一正
パセリエンタープライズ株 式会社	滋賀県長浜市勝町八〇三	松本 規義	
株式会社中央コンタクト	東京都港区港南一丁目八―四〇 A P L A CE品川七階	藤本 亮吉	
イオンペット株式会社	千葉県市川市南八幡四丁目一七―八 コスモ ス本八幡一階	米津 一郎	
株式会社ヴィレッジヴァン ガードコーポレーション	愛知県名古屋市中東区上社一丁目九〇―一 番地	白川 篤典	
映クラ株式会社	広島県福山市引野町三丁目二三番三二号	山西 建三	
株式会社冒険王	広島市安佐北区可部四丁目一番一〇号	堀岡 宏至	
株式会社ライフスタイルイ ノベーション	東京都渋谷区恵比寿一―一八―一八 東急不 動産恵比寿ビル三階	西川 信一	
株式会社タナカふとんサー ビス	愛知県一宮市天王一丁目四番一〇号	田中 公雄	
株式会社グローバルセレク ション	福岡市城南区茶山一丁目一―二	齋藤 一真	
株式会社アデランス	東京都新宿区新宿一丁目六番三号	津村 佳宏	
有限会社笠井商店	徳島市中島田町四丁目七二	笠井 栄作	
株式会社エンドレス	東京都台東区柳橋一丁目二〇―一 エンドレ スビル	蕭 易風	
株式会社A S k i n c a r e S y s t e m	阿波市市場町香美字原田二九九	赤池 正彦	
株式会社未来屋書店	千葉県美浜区中瀬一丁目六 エム・ベイポイ ント幕張七階	松田 裕史	
株式会社ユニクロ	山口市佐山一〇七一七番地一	柳井 正	
株式会社コックス	同 日本橋浜町一丁目二―一 H F	三宅 英木	
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目一〇番五号	長谷川 恒則	
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎二六〇―一 ヒロサワ つくばビル五階	藤原 祐介	
ソックコウベ株式会社	兵庫県神戸市東灘区向洋町中六丁目九番地 神戸ファッションマーケット五階	日ノ本 欽也	
フランス総合医療株式会社	同 品川区西五反田二丁目七―一二 五反 田第一生命ビルディング別館	堀内 一夫	
クールカレアン株式会社	同 品川区西五反田二丁目七―一二 五反 田第一生命ビルディング別館	杉木 和彦	
株式会社スタイル	埼玉県八潮市中央三丁目二四―九	清水 法広	
イングス	のー		

プライズ	ビル二階A号室	
愛眼株式会社	同 天王寺区大道四丁目九番一二号	下條 三千夫
株式会社ポーラ	東京都品川区五反田二丁目二番三号	及川 美紀
株式会社エービーシー・マート	同 渋谷区神南一丁目一番五号	野口 実

4 変更年月日

縦覧に供する届出のとおり

二 届出年月日

令和五年八月三十日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和六年一月十六日から同年五月十六日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年一月十六日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
阿南市那賀川町 上福井土地改良区	令和五年十二月二十七日

徳島県告示第三十一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町鬼籠野字西分一八〇から一八二まで、一八三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字西分一八〇から一八二まで・一八三の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字大中尾七九八、七九九、八〇二、八〇三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大中尾七九八・七九九・八〇二・八〇三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字江畠四二八から四三一まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字江畠四二八・四三〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第三十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

阿波市市場町日開谷字岩野四七八の一、四七八の五

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第三十五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

美馬市美馬町字大久保五六の一、五六の二、五八の一、六一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大久保五六の一・五八の一・六一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三十六号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

美馬市穴吹町口山字調子野六三六の一、六三七、六四八の二、六四八の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字調子野六三六の一・六三七・六四八の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三十七号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

美馬郡つるぎ町半田字紙屋三二六の一、三二七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字紙屋三二六の一・三二七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第三十八号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

美馬郡つるぎ町一字字久敷五五四の一、五五四の二、五五八、五五九の一、五六二の

一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字久敷五五四の一・五五四の二・五五八・五六二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第三十九号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和六年一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 指定の効力が失われた区域  
美馬市木屋平字麻衣四五の二〇の二
- 二 指定の効力が失われた日  
令和五年十二月十三日